

(仮称) 文京区児童相談所の開設時期の見直しについて

1 開設時期の見直し

児童相談所への配置が義務付けられる児童福祉司 S V (※) について、法令で必要とされる数の職員の確保が困難となるなど、令和 4 年度後半までに、開設に必要な専門性を有する職員の確保が困難となったことから、開設の時期を令和 4 年度後半から令和 7 年度 (予定) に変更する。

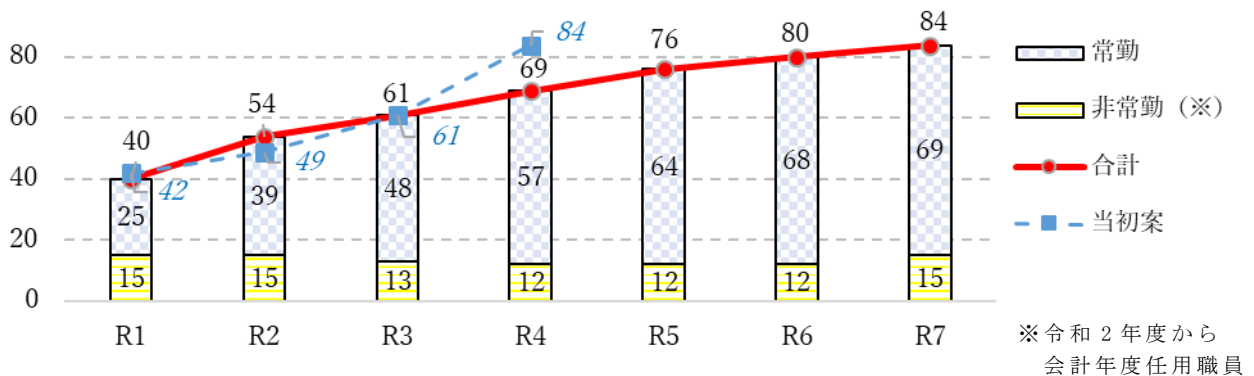
※ SV: スーパーバイザーの略。児童福祉司の指導及び育成を行う児童福祉司のこと。

2 開設時期の見直しに伴う今後の職員の確保について

(1) 児童福祉司 S V の確保等について

特別区人事委員会で実施している児童相談所等での経験を求める採用試験・選考等により児童福祉司 S V を 4 名確保する。あわせて、開設年度に向け、下のグラフのように子ども家庭支援センターの職員数を計画的に増員する。

< 児童相談所開設までの職員数の推移 (子ども家庭支援センター職員) 【予定】 >



(2) 職員の育成について

令和 2 年度から 6 年度までの間に、毎年度、概ね 10 名前後の職員を都及び他県の児童相談所へ派遣し育成することにより、職員の専門性の向上を図る。

3 開設までの予定

年度	元	2	3	4	5	6	7
施設整備等	基本／実施設計 (*を除く)		実施設計 (* )	建設工事等		建設施設での開設準備	●開設
埋蔵文化財			調査				

(\*) 建築基準法等関係法令の手続き等

◎ 具体的な開設年月は、今後、職員採用試験・選考等の状況を踏まえて決定する。